

社会福祉施設関係者 各位

令和7年国勢調査への御協力をお願い

総務省統計局

本年は、5年に1度の国勢調査の実施年であり、同調査を9月から10月までの期間で実施することとしています。

国勢調査は、我が国に常住する全ての世帯・人（外国籍の方を含む。）を対象とした最も基本的かつ重要な調査であり、その結果は、行政施策の基礎資料としての利用のみならず、各種業界の市場分析等にも幅広く活用されています。

つきましては、国勢調査の意義及び重要性を御理解の上、下記の事項について、御協力を賜りますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 社会福祉施設の管理者、職員等からの国勢調査員の推薦について（令和7年7月頃まで）

社会福祉施設における調査を円滑に実施するため、社会福祉施設の管理者、職員等から調査員を推薦いただくことや当該施設を管理する会社等に調査事務を委託することについて、市町村からお願いする場合があります。その際には、御協力をお願いいたします。

2 社会福祉施設における調査対象者の正確な把握について（令和7年9月から10月まで）

老人ホーム、児童福祉施設、更生施設等の社会福祉施設に入所されている方のうち、令和7年10月1日現在で以下に該当する方は、入所先である社会福祉施設で国勢調査を受けていただく必要があります。

- ・入所期間が3か月以上の方
- ・入所期間が3か月未満であるが、3か月以上入所する見込みの方

近年、高齢化の進展により社会福祉施設に入所される方々の数は大幅に増加しており、重複や漏れのない正確な調査が求められていることから、入所先と自宅で重複した回答や調査漏れがないよう、入所されている方やその御家族に注意を呼びかけていただけると幸いです。

また、社会福祉施設の関係者以外の調査員が調査を実施する場合、以下について御協力をお願いいたします。

- ・社会福祉施設で国勢調査を受けていただく対象者は、棟ごとにまとめて1世帯として調査いたします。調査員等が伺いました際は、対象者の人数を棟ごとに御教示ください。
- ・御教示いただいた人数に基づき調査員等が調査票をお渡ししますので対象者の方々に調査票を配布いただき、記入の依頼及び記入いただいた調査票の回収の御支援をお願いします。調査員等が調査票の受取に後日伺います。

3 令和7年国勢調査の支援活動について（令和7年10月頃まで）

従業員の皆様に対する調査への回答の促進及びインターネット回答の推進、施設内におけるポスター掲示及びリーフレットの配布など国勢調査の支援活動（※）を行っていただきますよう、お願いいたします。

※総務省では、国勢調査の支援活動を行っていただける企業・団体を「国勢調査サポーター企業・団体」として認定しております。認定後、御希望に応じて「国勢調査 2025 キャンペーンサイト」に企業・団体名を掲載するとともに、活動内容に応じて総務省から感謝状を贈呈する予定です。

【連絡先】

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課

担当：今井、川口、三浦、八木

電話：03-5273-1013

Email: c-kankyou@soumu.go.jp